

三股町都市再生整備計画事業道路公園等空間整備検討支援業務委託仕様書（案）

第1条（適用）

本仕様書は、三股町（以下「委託者」という。）が委託する「三股町都市再生整備計画事業道路公園等空間整備検討支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（目的）

本業務は、都市再生整備計画（中心地ゾーン地区）における道路公園等の公共空間整備によりウォークアブルで滞在しやすい空間を創出し、中心地ゾーンに人の姿の感じられる賑わいを創出するため、道路公園等の整備方針及び空間デザインの検討等を行うものである。

令和4年度、中心地ゾーンにおけるエリアプラットフォーム「みまたん♡ミライカイギ」により未来ビジョン「みまたん♡ビジョン」が策定された。未来ビジョンに位置付けられた取り組みの実現性を高めるためのハード整備について、より具体的な検討を行うことが本業務の目的である。

第3条（対象施設等）

本業務の対象区域及び対象施設は下記のとおりとする。

（1）対象区域 都市再生整備計画区域（中心地ゾーン地区）

（2）対象施設

道路：五本松17号線、五本松23号線、五本松24号線、五本松25号線、五本松37号線
東原6号線、役場前通り線

公園：五本松小公園、もみの木小公園、ふれあい中央広場

第4条（履行期間）

契約締結日から令和5年12月15日まで

第5条（関連計画）

本業務を実施する上で踏まえるべき主な関連計画は下記のとおりとする。

①三股町都市計画マスタープラン

②三股町立地適正化計画

③都市再生整備計画（中心地ゾーン地区）

④みまたん♡ビジョン

⑤三股町交流拠点施設整備事業 基本構想及び基本計画

⑥三股町景観まちづくり計画

第6条（受託者の義務）

受託者は、業務の意図・目的を十分理解し、関係法令及び基準等に適合するよう高度の技術を発揮しなければならない。

受託者は、本仕様書によるほか、本仕様書に定めのないことについても、委託者より指示があった場合は誠意をもって対応し、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

第7条（配置技術者）

受託者は、次の技術者を配置するものとする。

（1）管理技術者

業務の管理及び総括を行うものとし、技術士（建設部門：都市及び地方計画又は道路）の資格を有するもの。

（2）照査技術者

成果物の内容について技術上の照査を行うものとし、技術士（建設部門：都市及び地方計画又は道路）の資格を有するもの。

（3）担当技術者

各業務を担当するものとし、資格要件は設けない。

第8条（打合せ等）

委託者と受託者との打合せは、業務着手時及び成果品納品時のほか、業務の区切りにおいて行う。なお、本業務を円滑に、かつ効率的に実施するため、委託者と受託者は綿密に連絡調整を図ることとし、随時打合せを行う。

受託者は、本業務の実施に当たり疑義等が生じたときは、すみやかに委託者に確認し、指示を仰ぐものとする。

打合せ等により委託者と受託者の双方で確認した内容は、受託者が打合せ記録簿を作成し委託者に提出する。

第9条（貸与資料）

委託者が所有する資料等のうち、本業務の実施に関して必要な資料は、所定の手続きにより受託者に貸与する。貸与される資料について、破損・紛失のないように取扱い及び保管に注意するとともに、業務完了後は速やかに返却するものとする。

第10条（成果品等の帰属）

本業務において得られた資料及び成果品は全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく第三者に貸与し、又は公表してはならない。

第11条（業務内容）

本業務は、第4条「関連計画」の方針を十分踏まえ、下記の段階に分けて実施する。なお、段階ごとに必要な協議資料の作成及び協議記録は、受託者が行う。

（1）基本条件の整理

現地踏査及び既存資料等の整理を行い、以下の5つの視点で、本業務を実施する上での課題やポイントを洗い出す。

- ①歩きたくなる道
- ②オープンスペースの滞在快適性
- ③歩行者の安全確保
- ④拠点間の連携
- ⑤地域コミュニティとの連携

(2) 整備方針の検討

(1) を踏まえて、上記の5つの視点を取り入れた整備方針を立てる。

(3) 整備イメージの作成

(2) の整備方針を踏まえて、対象施設ごとに整備イメージ（1/1000 程度のスケール感を持ったラフスケッチ）を作成する。なお、道路については整備イメージに加えて、道路幅員、道路構造の代表的な箇所を選定し、標準横断図を作成する。

(4) 町民等との意見交換

整備イメージをもとに、自治公民館（山王原、仲町、東原、上米の4地区）及び近隣住民、対象施設沿道の事業者、みまたん♡ミライカイギ（エリアプラットフォーム）等との意見交換を行う。なお、町民等との意見交換は、業務の進捗に合わせて初回、中間、最終の3回程度開催することとする。

(5) 有識者会議との意見交換

交流拠点施設整備事業有識者会議（三股町交流拠点施設整備事業有識者会議設置要綱に基づき設置）において進捗状況及び検討内容を報告し、有識者会議の意見は必要に応じて検討内容に反映させる。

(6) 整備案の作成

整備イメージをもとに行った意見交換を踏まえ、対象施設ごとに整備案として次の資料を作成する。資料のうち平面図については、標準横断図との整合を取りながら道路の空間構成が分かる資料として作成する。なお、平面図作成に用いる図面データは町が提供する。

区分	施設名	資料
道路	五本松17号線	平面図、標準横断図
	五本松23号線	平面図、標準横断図
	五本松24号線	平面図、標準横断図
	五本松25号線	平面図、標準横断図
	五本松37号線	平面図、標準横断図
	東原6号線	平面図、標準横断図、交差点計画検討資料
	役場前通り線	平面図、標準横断図
公園、広場	五本松小公園	施設及び樹木等配置計画図 ゾーニングレイアウト及び動線計画
	もみの木小公園	施設及び樹木等配置計画図 ゾーニングレイアウト及び動線計画
	ふれあい中央広場	施設及び樹木等配置計画図 ゾーニングレイアウト及び動線計画

(7) 関係機関との協議

交通管理者、民間バス事業者等関係機関との協議は、本業務に手戻りが生じないよう検討段階に

応じて適切に行う。また、本業務の実施後に発注を予定している詳細設計において、設計条件に影響を与えうる事項については、事前の確認漏れが起こらないよう本業務において詳細に協議することとする。

(8) 整備案の修正

一連の検討結果を踏まえて、整備案を修正する。

第12条（関連業務との連携等）

委託者は、別途行う町民ワークショップ等関連業務について受託者に情報提供し、本業務に反映できる内容があるときは、積極的に取り入れる。

第13条（成果品）

受託者は、次の資料を書類形式及びデータ形式で作成し、成果品として委託者に提出する。なお、データについては、他の業務で二次利用することを想定しているため、汎用性のあるデータ形式にて納品すること。

- ①基本条件を整理した資料
- ②整備方針
- ③整備イメージ
- ④整備案
- ⑤協議記録
- ⑥その他調査職員が指示する資料

第14条（成果に対する責任）

受託者は、本業務完了後であっても、法令等に違反する事項あるいは協議結果が適切に反映されていない等の受託者の責めに帰す不備が発見された場合は、速やかに成果品の訂正、補足をすること。これに要する経費は、受託者の負担とする。

第15条（疑義・その他）

本仕様書に疑義が生じた場合、あるいは特に記載していない事項、関係者との協議を進めていくうえで追加の検討項目が生じた場合については、委託者と協議の上決定するものとする。